

# 第四十回 参議院社会労働委員会議録第三号

昭和三十七年一月三十日(火曜日)

午前十一時開会

## 委員の異動

十二月二十四日委員相澤重明君辞任につき、その補欠として阿具根登君を議長において指名した。

一月二十五日委員徳永正利君辞任につき、その補欠として竹中恒夫君を議長において指名した。

本日委員久保等君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

## 委員長の異動

一月二十四日谷口弥二郎君委員長辞任につき、その補欠として高野一夫君を議院において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

## 委員長

高野 一夫君

鹿島 優雄君  
村山 道雄君  
阿具根 登君

## 委員

勝俣 稔君

紅露 みづ君  
佐藤 芳男君  
谷口 弥二郎君  
吉武 恵市君

國務大臣 辞任についてお詫びいたします。  
坂本昭君から、都合により理事を辞任したいとの申し入れがございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。」と呼ぶ者あり]

○委員長(高野一夫君) 次に、理事の

社会労働委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。昨年十二月二十四日付をもつて相澤重明君が辞任をされ、阿具根登君が選任されました。一月二十五日付をもつて徳永正利君が辞任をされ、竹中恒夫君が選任されました。

○委員長(高野一夫君) 次に、理事の

就任についてお詫びいたします。

坂本昭君から、都合により理事を辞

任したいとの申し入れがございました

が、これを許可することに御異議ございませんか。」と呼ぶ者あり]

厚生大臣 辞任についてお詫びいたします。  
坂本昭君から、都合により理事を辞任したいとの申し入れがございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。」と呼ぶ者あり]

○委員長(高野一夫君) ただいまから

正する法律案(内閣送付、予備審

(厚生行政の基本方針に関する件)

(厚生省関係提出予定法律案に関する件)

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。それでは阿具根登君を理事に指名いたします。

○委員長(高野一夫君) 社会保障制度に関する調査

○委員長(高野一夫君) 第四回通

常国会の再開に当たりまして、一言所

信を申し述べ、皆様の御理解と御協力

を得たいと存じます。

私は、前臨時国会におきまして労働行政に関する所信を申し述べました

ところとし、労働行政の基本方針を確立するため積極的施策を展開いたしたい旨を申し述べたのであります。

その後、来年度予算の編成その他機

力の地域間移動の円滑化、中高年令者

の雇用促進並びに中小企業の労働力充

足に資することとしております。

また、特に緊急を要する炭鉱離職者

対策につきましては、従来から行なつ

りますので、今後とも積極的労働行政

をめざして、次に述べるような諸施策

を強力に進めて参りたい所存であります。

第一に、労働力の流動化と技能労働

の確保を中心とした積極的な雇用対

策の推進であります。最近における雇

用失業情勢は、経済の高度成長を反映

して著しい改善を示し、一部には若年

労働力、技能労働力の不足さえるに

至っておりますが、他方、中高年令層

離職者の再就職は依然として困難であ

り、また、産廃地等一部には失業者が

滞留する地域が存在しているのであり

ます。来年度におきましても、新規学

校卒業者については相当の求人難が予

想される反面、景気調整策の浸透、貿

易自由化の促進等による経済情勢の変

化もありますので、これに即応して労

働力の流動化を初めとする雇用対策を

一段と強化する必要があります。

まず、労働力の流動化を促進するた

め、従来から行なって参りました移

転就職者に対する移転費の支給、宿舎

の設置並びに転職訓練等の諸施策を一

そく充実するほか、新たに北九州職業

安定事務所の設置、労働力の主要な送

出県、受け入れ県における通信施設整

備等により職業紹介体制を刷新強化

し、また、雇用促進事業團を通じて行

なみ、雇用調整のための特別の融資制度

を創設する等の諸施策によって、労働

の雇用促進並びに中小企業の労働力充

足に資することとしております。

また、特に緊急を要する炭鉱離職者

対策につきましては、従来から行なつ

りますので、今後とも積極的労働行政

をめざして、次に述べるような諸施策

を強力に進めて参りたい所存であります。

第二に、労働力の流動化と技能労働

の確保を中心とした積極的な雇用対

策の推進であります。最近における雇

用失業情勢は、経済の高度成長を反映

して著しい改善を示し、一部には若年

労働力、技能労働力の不足さえるに

至っておりますが、他方、中高年令層

離職者の再就職は依然として困難であ

り、また、産廃地等一部には失業者が

滞留する地域が存在しているのであり

ます。来年度におきましても、新規学

校卒業者については相当の求人難が予

想される反面、景気調整策の浸透、貿

易自由化の促進等による経済情勢の変

化もありますので、これに即応して労

働力の流動化を初めとする雇用対策を

一段と強化する必要があります。

まず、労働力の流動化を促進するた

め、従来から行なって参りました移

転就職者に対する移転費の支給、宿舎

の設置並びに転職訓練等の諸施策を一

そく充実するほか、新たに北九州職業

安定事務所の設置、労働力の主要な送

出県、受け入れ県における通信施設整

備等により職業紹介体制を刷新強化

し、また、雇用促進事業團を通じて行

なみ、雇用調整のための特別の融資制度

を創設する等の諸施策によって、労働

の雇用促進並びに中小企業の労働力充

足に資することとしております。

また、特に緊急を要する炭鉱離職者

対策につきましては、従来から行なつ

りますので、今後とも積極的労働行政

をめざして、次に述べるような諸施策

を強力に進めて参りたい所存であります。

第三に、労働力の流動化と技能労働

の確保を中心とした積極的な雇用対

策の推進であります。最近における雇

用失業情勢は、経済の高度成長を反映

して著しい改善を示し、一部には若年

労働力、技能労働力の不足さえるに

至っておりますが、他方、中高年令層

離職者の再就職は依然として困難であ

り、また、産廃地等一部には失業者が

滞留する地域が存在しているのであり

ます。来年度におきましても、新規学

校卒業者については相当の求人難が予

想される反面、景気調整策の浸透、貿

易自由化の促進等による経済情勢の変

化もありますので、これに即応して労

働力の流動化を初めとする雇用対策を

一段と強化する必要があります。

まず、労働力の流動化を促進するた

め、従来から行なって参りました移

転就職者に対する移転費の支給、宿舎

の設置並びに転職訓練等の諸施策を一

そく充実するほか、新たに北九州職業

安定事務所の設置、労働力の主要な送

出県、受け入れ県における通信施設整

備等により職業紹介体制を刷新強化

し、また、雇用促進事業團を通じて行

なみ、雇用調整のための特別の融資制度

を創設する等の諸施策によって、労働

の雇用促進並びに中小企業の労働力充

足に資することとしております。

また、特に緊急を要する炭鉱離職者

対策につきましては、従来から行なつ

りますので、今後とも積極的労働行政

をめざして、次に述べるような諸施策

を強力に進めて参りたい所存であります。

第四に、労働力の流動化と技能労働

の確保を中心とした積極的な雇用対

策の推進であります。最近における雇

用失業情勢は、経済の高度成長を反映

して著しい改善を示し、一部には若年

労働力、技能労働力の不足さえるに

至っておりますが、他方、中高年令層

離職者の再就職は依然として困難であ

り、また、産廃地等一部には失業者が

滞留する地域が存在しているのであり

ます。来年度におきましても、新規学

校卒業者については相当の求人難が予

想される反面、景気調整策の浸透、貿

易自由化の促進等による経済情勢の変

化もありますので、これに即応して労

働力の流動化を初めとする雇用対策を

一段と強化する必要があります。

まず、労働力の流動化を促進するた

め、従来から行なって参りました移

転就職者に対する移転費の支給、宿舎

の設置並びに転職訓練等の諸施策を一

そく充実するほか、新たに北九州職業

安定事務所の設置、労働力の主要な送

出県、受け入れ県における通信施設整

備等により職業紹介体制を刷新強化

し、また、雇用促進事業團を通じて行

なみ、雇用調整のための特別の融資制度

を創設する等の諸施策によって、労働

の雇用促進並びに中小企業の労働力充

足に資することとしております。

また、特に緊急を要する炭鉱離職者

対策につきましては、従来から行なつ

りますので、今後とも積極的労働行政

をめざして、次に述べるような諸施策

を強力に進めて参りたい所存であります。

第五に、労働力の流動化と技能労働

の確保を中心とした積極的な雇用対

策の推進であります。最近における雇

用失業情勢は、経済の高度成長を反映

して著しい改善を示し、一部には若年

労働力、技能労働力の不足さえるに

至っておりますが、他方、中高年令層

離職者の再就職は依然として困難であ

り、また、産廃地等一部には失業者が

滞留する地域が存在しているのであり

ます。来年度におきましても、新規学

校卒業者については相当の求人難が予

想される反面、景気調整策の浸透、貿

易自由化の促進等による経済情勢の変

化もありますので、これに即応して労

働力の流動化を初めとする雇用対策を

一段と強化する必要があります。

まず、労働力の流動化を促進するた

め、従来から行なって参りました移

転就職者に対する移転費の支給、宿舎

の設置並びに転職訓練等の諸施策を一

そく充実するほか、新たに北九州職業

安定事務所の設置、労働力の主要な送

出県、受け入れ県における通信施設整

備等により職業紹介体制を刷新強化

し、また、雇用促進事業團を通じて行なみ、雇用調整のための特別の融資制度を創設する等の諸施策によって、労働の雇用促進並びに中小企業の労働力充足に資することとしております。

また、特に緊急を要する炭鉱離職者

対策につきましては、従来から行なつ

りますので、今後とも積極的労働行政

をめざして、次に述べるような諸施策

を強力に進めて参りたい所存であります。

第六に、労働力の流動化と技能労働

の確保を中心とした積極的な雇用対

策の推進であります。最近における雇

用失業情勢は、経済の高度成長を反映

して著しい改善を示し、一部には若年

労働力、技能労働力の不足さえるに

至っておりますが、他方、中高年令層

離職者の再就職は依然として困難であ

り、また、産廃地等一部には失業者が

業訓練団体に使用させるために設置する職業訓練施設の助成を行なうこととなります。

第一は、労働条件の向上、労働条件格差の是正その他労働者福祉の増進であります。最近における経済の高度成長の過程におきまして、中小企業の労働条件も逐次向上し、大企業との格差も漸次縮小しつつありますが、いまだ中小企業に働く労働者の労働条件は大企業のそれに比べて恵まれていないことは事実であります。中小企業労働者の労働条件の向上をはかり、労働条件格差を縮小させることは、労働者の福祉の増進という観点からもとより、国民経済の均衡ある発展のために必要でありますので、中小企業の経営基盤強化のための諸施策と相まって、これがための諸施策を強力に進めて参ります。すなわち、最低賃金制度を一そく計画的かつ強力に推進するとともに、労働時間の漸進的短縮をはかるため、当面労働基準法に基づく監督指導の適正なる実施と、一齊開店制の普及等をはかるほか、安全施設の整備、職業病対策の強化についても力を尽くしたいと存じます。

また、中小企業における労働条件を改善し、よき職場環境を形成するため、労務管理担当者に対する講習会の充実、民間学識経験者の労務管理改善指導員への委嘱等により、中小企業における労務管理改善のための諸施策を一そく計画的、総合的に実施するとともに、中小企業退職金共済制度の普及、福祉施設に対する融資制度の拡充などの労働福祉対策についても、格段の努力を続けて参る所存であります。さらに、勤労青少年ホーム、働く婦人の家

及び内職補導施設を増設する等、婦人等、恵まれない人々の保護についても十分配慮するとともに、労働者の家庭生活の福祉に資するため、かねて施設を進めていたホームヘルプ制度について、新たに地方公共団体に対しヘルパー養成の補助を行なう等、一そくの推進をはかる考えであります。

次に、今後の国民経済の成長過程における賃金問題の重要性にかんがみまして、前に申し述べた通り、最低賃金制度の充実拡大をはかるとともに、適切公正な賃金関係資料の整備充実と提供、賃金体系改善に関する援助等を行なって参りたいと考え、その体制を整備することにし、労働基準局に賃金部を設置すること等を内容とする労働省会に提案することとした次第であります。

第三に労使関係の近代化について申します。労使関係の近代化とは、健全な労使運動の進展と、よき労働慣行の確立に貢うところが大きいと存じます。わが国の労使関係は、労使運動、労使関係は逐年改善の方向をたどっているのであります。お未熟な面もあり、政府としても從来から労働教育その他諸般の施策を通じ、自由にして民主的な労働運動の発展と、正常な労使関係の形成に努力してきたところであります。政府としては、今後ともかかる施策を一そく強力に推進して参る所存であります。労使関係者におかれても、民主主義社会の確立のために一そく努力されることを切

りに願い申し上げます。また、中小企業の労使関係の近代化につきましては、大企業に比して、かなり立ちおくれた状態にありますので、労働教育、労働相談等を通じて、労使の協調指導を行なうとともに、紛争の自主的解決が困難な場合には、労働委員会などの公正な第三者の援助によって早期解決をはかるよういたして参りたいと考えております。

なお I.L.O. 八十七号条約につきましては、自由にして民主的な労働運動の発展を期するという見地から、早期に批准するという政府の方針に変わりはなく、同条約批准に關連する国内法の整備に関する関係法案とともに、今国会に提出し、御審議いただく所存であります。

○委員長(高野一夫君) 次に、炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を願います。

福永労働大臣、  
○國務大臣(福永健司君) 炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を願います。

最後に、私は、労働問題の持つ国際的な側面を特に重視するものであります。この見地から、来年度は、わが国が、その中において、工業地帯では若年労働者及び技能労働者の著しい不足が見られるのに反し、産炭地域や後進地域では、炭鉱離職者を中心とする失業者の滞留や労働力の過剰の事態が存

在しております。また、全国的に中高年令層の就職は困難な事情にあります。な

かんずく石炭産業では、エネルギー消費構造の変革に伴い、抜本的な体質改

善が要請されており、合理化対策の進行とともに、特定地域に中高年令層を転居せざる一連の統計をさらに整備拡充するほか、調査分析の機能を整備する所存であります。

以上の所信の一端を申し上げました

が、今後皆様の御意見を十分拝聴しながら労働行政の推進に力を尽くして参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、中小企業の労使関係の近代化につきましては、大企業に比して、かなり立ちおくれた状態にありますので、労働教育、労働相談等を通じて、労使の協調指導を行なうとともに、紛争の自主的解決が困難な場合には、労働委員会などの公正な第三者の援助によって早期解決をはかるよういたして参りたいと考えております。

以上申しました諸施策も、構造的変

化を遂げつつある労働経済の現状の正

確な把握と、その長期的見通しの上に、総合的、一体的に運営することが肝要であります。このため、労働経済に関する一連の統計をさらに整備拡充

するほか、調査分析の機能を整備する所存であります。

時国会での本問題についての御審議の内容等をも十分考慮検討いたしました結果、従来の施策にとどまらず、新たな視点より、離職者対策について思

考し、政府といたしましては、当面の問題を生じつつある現状におきましては、特に労使双方が相互信頼を基調とした話し合いを通じて問題を合理的に解決していくことが必要であり、政

ついて、これらの制度が最も効率的に運用されるようにその支給要件を定め、また、これにあわせて必要な条文の整備をはかることとしたことであります。

第二に、労働力流動化対策の一環として、雇用促進事業団に労働者の雇用を促進するための融資を行なわせるため、雇用促進事業団法を改正することいたしました。まず、雇用促進事業団が從来行なっている業務に加えて、新たに、移転就職者を雇い入れる事業主その他の事業主に、その雇用する労働者のための労働者住宅その他の政令で定める福利施設の設置または整備に必要な資金の貸付業務を行なうことを規定するとともに、事業団はこの貸付け業務の資金に充てるため、新たに長期借り入れまたは雇用促進債券の発行を行うことともできること、事業団は、労働大臣の認可を受け、金融機関に対し、貸付業務の一部を委託できること及び金融機関は他の法律の規定にかかわらず、事業団の行なう貸付業務を受託することができるなどといたしました。

なお、以上のはか、本改正案の附則におきまして、第一には、炭鉱離職者対策の拡充強化に関する規定は、その緊急性にかんがみ、この法律公布の日から施行し、本年一月一日にさかのばつて適用することとし、また、雇用促進のための融資に関する規定は、本年四月一日から施行することといたしました。

また、第二には、これら流動化対策の円滑な推進を期するため、現在炭鉱離職者その他の離職者が多数滞留し、その再就職がきわめて困難な北九州に、現行の職業安定法の規定に基づき、

北九州職業安定事務所を設置し、これら離職者の就職の促進をはかることがあります。

以上この法律案の提案理由及びその要旨について御説明申し上げました。何と御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(高野一夫君) ただいまの法律案に対する補足説明並びに御質疑は、次回以降にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(高野一夫君) この際、委員の異動について報告いたします。本日付をもって久保等君が辞任され、永岡光道君が選任されました。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 本年初の社会労働委員会が開催されるにあたりまして、厚生省所管行政について所信の述べを申しあげたいと存じます。

近年、わが国経済の成長は著しく、国民生活もまた漸次向上を示しているのであります。が、われわれは、この経済の進展にとり残される者がないよう応して、社会保障における諸給付を引き上げなければならぬと存ずるのであります。このような観点から、政府は、社会保障制度の整備充実をその最重な施策の一つとしてとり上げ、鋭意努力を重ねて参ったのであります。が、中でも厚生行政は、社会保障の中核と

して、毎年充実を重ね、今日、きわめて重要な地歩を占めていることは、御承知のとおりであります。しかしながら、厚生行政の現状をつぶさに検討いたしますと、所得保障制度、医療保険制度、その他の福祉諸制度等、すでに一応形態は整備されているのであります。が、これが真に国民の要請に合致するものとなるためには、今後一そろの改善を必要とするものがあることを痛感する次第であります。したがって、来年度におきましては、厚生行政の諸水準を向上させるという意味において、現行諸施策の内容充実をはかり、着実に行政を推進し得るよう配慮を加えたのであります。私はこのようにして堅実な基盤を整備しつつ前進することによって、今後厚生行政をさらに大きく展開し得るものと信じているものであります。

以下この機会に厚生行政の主要問題について述べたいと存じます。

厚生行政の当面する課題の第一は、低所得階層に対する施策の充実であります。生活保護の強化につきましては、昨年も当初予算において、生活扶助基準の一八%の引き上げを行ない、さらに補正予算において、五%引き上げるという大幅な改善を行なつたのであります。が、さらにその後における改定は行なっていないと存じます。

中央社会保険医療協議会がすみやかに発足できるように、さらに努力したい覚悟であります。また、かねて懸案の社会保障法の一部改正法が成立したのであります。が、この改正法による中止であると存じます。

第三に、国民年金等の改善についてであります。国民年金制度は、所得保

障制度の中核として、その健全な発展は国民生活の安定にきわめて重要な意義を持つものであります。このため、政府としましても、発足以来その改善につきまして鋭意検討を続けて参りましたが、特に低所得者層に対する給付の向上をはかるため、保険料を免除する場合にも国庫負担を行ない、これに応じて拠出年金の支給要件の緩和と年金額の引き上げを行なうほか、福祉年金における支給制限の緩和、公的年金との併給等、現状において可能な限りの改善を実施したいと存しております。

また、本年一月より実施の運びとなりました児童扶養手当制度につきましても、所得制限の緩和及び手当額の引き上げを行ないたいと存しております。

第四に、生活環境の改善についてであります。が、この施策の推進については、今日国民のきわめて熾烈な要請があります。が、厚生省としましても、厚生行政の重点施策の一つとして、特に強力にその整備拡充をはかるべく鋭意努力しているところであります。来年度におきましては、上下水道、清掃施設等、環境衛生施設の整備等をさらに強力に行ないたいと存じます。

第五に、社会保険行政についてであります。が、この際、厚生年金還元融資、国民年金特別融資について一言いたしますと、明年度におきましては、本年度比して、融資ワクが相当大幅に増加いたしますことになります。これによつて、生活環境施設、社会福祉施設、住宅などの施設の整備充実を一段と促進することになります。これによつて、厚生年金保険、国民年金の被保険者の福祉の増進にも貢献することができるものと思います。

以上厚生行政の当面する諸問題のうち



にまだなっておりません。

それからもう一つは、戦傷病者慰効者遺族等援護法の一部を改正する法律案でございますが、これは、法律といつたしましては一本になつておりますが、この遺族援護法と、それから未帰還者留宿家族等援護法、その他の法律の若干の改正を一括いたしまして内容としておるものでござります。この骨子は、さつき申しました恩給のベース・アップに伴いまして、遺族等援護法のはね返りがあるわけでござります。このはね返りでは、若干の改正があるわけですが、それは省略されから、留守家族手当とか、その他のものにつきましては、若干の改正があつておるものでござります。そいつらの骨子でござります。それでは省略させていただきます。

そしてもう一つは、厚生省の設置法の一部を改正する法律案でございます。

が、これは、委員会といたしましては、内閣委員会の所管に相なるかと思いますが、厚生省の外局として社会保険局を設置いたしまして、現在の保険局、年金局が所掌いたしておりまして、社会保険局で実施していきたいという趣旨でござります。

それからもう一つは、医療制度調査

会といふ委員会がございまして、今日審議を続けておるのでござりますが、この委員会の存続期間をさらに一年延長いたしたい、こういう趣旨のものでござります。

あとの予算関係法案でございません

大気汚染防止法案、清掃法の一部を改

正する法律案等につきましては、これ

は内容的にいろいろ論議のあり、かつ

また関係省—通産省などとの関係もございまして、今日それを調整していく段階でございまして、どういうよう取り扱いをするか、予定としてはいたしておりますが、取り扱いそのものについては、まだ最終的な結論に達しておらないという段階でございます。

以上簡単に申しますが、予定法案を説明いたしました。

○委員長(高野一夫君) ただいまの調査事項に対する御質疑は、次回以降にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(高野一夫君) 次に、労働省関係の提出予定法律案に関する件について調査を行ないます。

まず、政府側から説明を願います。

○政府委員(村上茂利君) 労働省関係の提出予定法律案につきまして御説明申し上げます。

予算関係法案としましては二点ござります。

第一は、炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案でござります。

これは、先ほど大臣が提案の理由及びその内容につきまして御説明申し上げましたとおりでござりますので、内容は省略させていただきます。

第二は、労働省設置法の一部を改正する法律案でござります。この内容は

局に賃金部を設置するという内容でござります。すなわち賃金部におきまして、賃金に関すること、最低賃金及び

最低工賃に関すること、最低賃金法の施行に関することを所掌させますために賃金部を置くというよろしくあります。第一点は定員の増加でござります。第二点は定員の増加でござります。二百十七人を増加するための所要の改正を行なうことが内容となりますが、予定としてはいたしておりますが、取り扱いそのものについては、まだ最終的な結論に達しておらないという段階でございます。

以上簡単に申しますが、予定法案を説明いたしました。

○委員長(高野一夫君) ただいまの調査事項に対する御質疑は、次回以降にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(高野一夫君) 速記を始めます。

〔速記中止〕

○委員長(高野一夫君) 速記を始めます。

本日はこれをもつて散会いたしました。一日木曜日午前十時より開会いたしました。

午前十一時五十三分散会

十一月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民健康保険事業に対する国庫負担増額の請願(第一二二号)

一、屎尿処理場並びにじんあい焼却場設置事業費国庫補助増額等に関する請願(第一三三号)

一、職傷病者のための単独法制定に関する請願(第四三三号)(第二二八号)(第二六九号)

一、厚生省医務局に看護課設置の請願(第四四四号)

一、国民健康保険の国庫負担率引上げに関する請願(第八三号)(第二二二号)

一、失業対策事業の根本的の改正に関する請願(第一一一号)

一、精神障害者対策促進に関する請願(第一一二号)

一、薬種商の取扱薬品制限即時撤廃に関する請願(第八五号)(第一九八号)

一、国民健康保険療養給付費国庫負担額に関する請願(第一四三号)

一、拠出年金市町村事務交付金等増額に関する請願(第一四四号)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高野一夫君) ただいまの調査事項に対する御質疑は、次回以降にいたしたいと思います。

一、各種健康保険の統合に関する請願(第一一八八号)

一、勤員学生徒犠牲者援護措置改善に関する請願(第一一九〇号)

一、職業訓練法第三十四条改正等に関する請願(第一一八九号)

一、定年退職者の失業保険金一括支払に関する請願(第二〇八号)

一、命令入所に伴う結核患者の治療費完全公費負担に関する請願(第二六三号)

第一二二号 昭和三十六年十一月九日受理

国民健康保険事業に対する国庫負担増額の請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島原町村議会議長会内

紹介議員 石原幹市郎君

国民健康保険事業は、医療給付費の増額に関する請願

大によつて、容易でない財政状況になつてゐる。また、国民の税負担も限度にきている等の実情を勘案されて、引上げを行ない、保険税負担の軽減をはかること。

(一) 医療費引上げに伴う保険者負担分は全額国庫負担とすること。(二) 国民健康保険に対する国庫負担率の引上げを行ない、保険税負担の軽減をはかること。

(三) 現行疗養給付率を七割に引き上げ、これに対する国庫負担は五割とすること。(四) 事務費国庫負担は実質十割とすること。(五) 国保保健婦に対する補助単価を大幅に引き上げ、補助率を二分の一以上とすること。

(六) 直営診療所施設費の三分の二を国庫負担とすること。(七) へき地における国保診療施設の運営に関しては国庫負担のみを講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

第一三号 昭和三十六年十二月九日 受理

し尿処理場並びにじんあい焼却場設置事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島

県町村議会議長会内

石田真宗

紹介議員 石原幹市郎君

近年化学肥料の発達が著しく、農家のし尿肥料の使用はほとんどみられず、処理施設をもたない町村においては、し尿処理が全く野放し状態で、住民はやむを得ず、し尿を河川、排水みぞ、あるいは空地等に放棄する等の不衛生な処理を行なうことが激増し、すみやかにこれが対策を講じなければ環境衛生上重大な問題であると考えるが、現在の町村財政では巨額の費用を要するこの施設の完備はどうてい望み得ない事情であるから、國は、し尿処理場並びにじんあい焼却場の設置に対する現行補助率(四分の一)を大幅に引き上げられるとともに、起債わくの拡大を図られたいとの請願。

びにじんあい焼却場の設置に対する現行補助率(四分の一)を大幅に引き上げられるとともに、起債わくの拡大を図られたいとの請願。

第四三号 昭和三十六年十二月十一日 受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 山口県美祢郡東町絵

堂財團法人山口県傷痍

軍人会会長 宮崎正二

外一名

紹介議員 吉武 恵市君

戦傷病者のための単独法を制定し、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び旧令による扶助組合等からの年金受給者のための特別措置法に規定する軍人、準軍人、軍属、準軍属に戦傷病者の範囲とするとともに、援護措置としては、障害年金及び障害一時金の支給、医療の給付、補装具の支給、国立保養所への収容、職業の訓練及びあつせん、国税、地方税の減免、官公営、民間交通機関無賃乗車及び割引き、

婦人、準軍人、軍属、準軍属に戦傷病者

の範囲とするとともに、援護措置として

は、障害年金及び障害一時金の支

給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法及

び旧令による扶助組合等からの年金受

給者のための特別措置法に規定する軍

人、準軍人、軍属、準軍属に戦傷病者

の範囲とするとともに、援護措置として

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第四四号 昭和三十六年十二月十一日 受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

紹介議員 加藤 武徳君

厚生省医務局

に看護課設置の請願

紹介議員 横山 フク君

四社団法人日本看護協

会代表者 林嶺外十一

万千八百二十六名

紹介議員 横山 フク君

国民の医療と健康増進に貢献している

会代表者 林嶺外十一

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

護関係業務を総括し、適確な対策を行なうよう、看護課を厚生省医務局に設置せられたいとの請願。

第八三号 昭和三十六年十二月十一日 受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

紹介議員 島富徳次郎君

者更生指導所内 德田

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第八五号 昭和三十六年十二月十一日 受理

失業対策事業の根本的改正に関する請願

紹介議員 森中 守義君

治会館内 河津寅雄

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第一九八号 昭和三十六年十二月十一日 受理

失業対策事業の根本的改正に関する請願

紹介議員 高知県至戸市議会議長

安岡一

紹介議員

豐  
君

紹介議員 寺尾 豊君

現行緊急失業対策法は、戦後の混亂期に制定されたものであり、当時の失業情勢に対応する措置としては適切であつたと思うが、その後国民経済の異常なる復興は失業並びに雇用情勢にも幾多の変化をもたらし、他面事業の運営に付随する諸弊害は容易に一掃することができず、事業主体である市町村はこれが事業の実施に当たり、幾多の困難と過重なる財政負担を余儀なくされていいる実情であるから、この際現行法を根本的に改正し、事業の円滑なる運営と財政負担を軽減するため、(一)失業対策事業本来の目的と性格を明らかにして、事業の能率的かつ正常なる運営が保障されるよう法制化すること、(二)事業主体については國、都道府県、市町村相互間の責任体制を確立すること、(三)失業対策事業費は全額国庫において負担すること、(四)夏季及び年末手当を全国一律に法制化すること、(五)失労労務者の適格基準を適正化すること、等の措置を講ぜられたいとの請願。

普通薬品が薬種商の店で売る場合には制限があり、又、今まで店のすべてを切り回していた婦人が、資格者の夫に死なれ、試験を受け合格しても、その後の取扱薬品は大幅に制限されるため営業ができないといふように、憲法第十四条の精神に反し、国会審議を経視し、國民の遵法精神を消滅させ、薬種商の取扱薬品に大制限を加えた昭和三十六年二月一日付の厚生省令は、即時撤廃せられたいとの請願。

ごとに一箇所を計画的に設置するとともに、この種民間施設に対しても国は建設費の助成を行なうこと等、総合的な基本対策を国家の重要な施策として一口もはやく実現せられたいとの請願。

第一四三号 昭和三十六年十二月七日受理

国民健康保険療養給付費国庫負担増額に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議会議員  
紹介議員 古池 信三君  
長 加藤宅治

国民健康保険の療養給付費は、最近増大している上に、医療単価の引上げによりますますその傾向は著しくなつてゐる。現在、各保険者が、住民の直撃負担を軽減するため、一般会計からの繰入金をもつて国民健康保険事業の收支の均衡を保つてゐることは、医療保障を本旨とする本事業の性格から不適当であるとともに、年を追つて地方公共団体の財政を圧迫している実情であるから、その国庫負担を大幅に増額せられたいとの請願。

第一四四号 昭和三十六年十二月七日受理

拠出年金市町村事務交付金等増額に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議会議員  
紹介議員 古池 信三君  
長 加藤宅治

近代福祉国家建設の支柱をなす国民年金の実施に伴い、各市町村は本事業の交付金は国民年金印紙の検認のみで済む運営を図るために、鋭意努力中であるが、保険料の徴収事業費としてあり、しかもこれが事務費は検認実績を算定基礎としているため成績をあ

の議見に十数印構成規としりに達て多團に十日よりならゆる努力によつて小康を得た感あるが、さらに今後に対処するため府においては、小児マヒの予防接種象年令は現行法では満三才までであるが、り病者の実態は小中学生あるいそれ以上に及んでいたため、現行法定める年令では本病のまん延防止を期しがたいから、これを可及的引き上げるよう法令を改正するとともに、小児マヒの治療にあたつては、当の期間と多額の費用を要するにかかります、治療薬「ガランタミン」健康保険の適用を認められていないで、その経済的負担が過重なるものなつてゐるから、治療薬「ガランタミン」の健康保険適用をするよう法令を改正せられたいとの請願。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和三十一

一七年一月三十日【參議院】

として同率の国庫補助をせられたいとの請願。

第一四八号 昭和三十六年十二月十  
二日受理 上下水道事業の整備拡充に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議会議長 加藤宅治

紹介議員 古池 信三君

上下水道事業は近代都市建設のため、その整備拡充がますます重要視され、かつ国策として大きく取り上げられており、その上、生活保護を受けなければ、生活保護法の趣旨からも矛盾しております。そこで、等の実現を期せられたいとの

法の保護を受けることになつた場合は、直ちにこれを除外し生活保護法による救済をすべきであると考えられるが、政令では三箇月を経過したときにこれを除外することになつてゐる。これは、生活保護法の趣旨からも矛盾しております。そこで、等の実現を期せられたいとの

請願。

第一六六号 昭和三十六年十二月十  
二日受理 日本住血吸虫病予防のための諸事業費の国庫負担率引上げに関する請願

請願者 佐賀県三養基郡三根村長 尊田弘外一名

紹介議員 鋸島 直紹君

日本住血吸虫病に侵されている地区的住民は、絶えず不安と恐怖におののき、能率は低下し常に社会不安を醸成しつつあり、また夏季に水泳や魚取りさえ制限される発育盛りの児童の心地、田植え、除草時等にゴム手袋やゴム足袋を装用して作業する不安な非能率な農民の姿、このような現状を思ふとき一刻も早く本病を撲滅しなければならないと痛感するから、日本住血吸虫病予防のため実施されている中間宿主撲滅事業、コンクリート造りみどり新設事業、患者の治療及び予防事業等に要する経費のうち、国庫負担金の負担率現行の三分の一を二分の一に引き上げて、本病の早期撲滅を期せられたいとの請願。

第一八九号 昭和三十六年十二月十  
二日受理 動員学徒犠牲者援護措置改善に関する請願

請願者 福岡市大坪町二ノ四八和才誠司外七十九名

紹介議員 安部 清美君

動員学徒犠牲者に対する処遇は、いまなお不完全を極め、戦時災害により公務に直接起因して死傷した者だけに極限されており、障害年金は重度の不具廢疾者に対してだけ軍人軍属の半額、または死亡者については遺族年金の半額（二万五千五百円）が、しかも五箇年の有期で支給されるだけで、これは軍人軍属に対する待遇の均衡からみて納得しがたいところであるから、援護法を改正し、（一）障害年金を増額（援護法の完全支給）し、適用範囲を歎症まで拡大すること、（二）遺族給与金を遺族年金に引きかえ、支給金額の調整をすること、（三）現行法適用制限として定年退職者に対する失業保険金は、現定年退職者に対する失業保険金は、現規定によると毎週一度職業安定所の窓口で支給されている状態で、再度の職業を計画すること等に対する措置として定年退職者に限り、退職と同時に失

業に対する対応を明確にすること、（四）上下水道事業に対する国庫補助率を少なくとも一分の一に増額するよう前記の法制化の際考慮すること、（五）下水道事業の整備拡充に要する資金にあてるための地方債のわくを大幅に拡大し、その利率についても引き下げること、（四）上水道事業の健全なる育成と促進を図るために国庫補助制度を設けること等について善処せられたいとの請願。

第一五四号 昭和三十六年十二月十  
二日受理 国民健康保険の国庫負担率引上げ等に関する請願

請願者 福島市山口字坂町一六五十六名

紹介議員 石原幹市郎君

国民健康保険を真に被保険者のための制度とするため、昭和三十六年度及び昭和三十七年度予算において、（一）医療費引上げに伴う保険者負担分は全額の割合は年次計画をもつて現行の五割を七割に引き上げこれに対応する国庫負担は四割五分以上とすること、（四）事務費の国庫負担は被保険者一人当たり百七十円以上とすること、（五）国保保健婦に対する補助単価は一人二十七万円としこれが補助率は二分の一とすることと、（六）診療報酬の審査支払いに要す

二日受理 国民健康保険における生活保護法による被保護者の被保険者除外に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議会議長 加藤宅治

紹介議員 古池 信三君

国民健康保険の被保険者が、生活保護を受けることになつた場合の保護は、直ちにこれを除外し生活保護法による救済をすべきであると考えられるが、政令では三箇月を経過したときにこれを除外することになつてゐる。これは、生活保護法の趣旨からも矛盾しております。そこで、等の実現を期せられたいとの

請願。

第一八八号 昭和三十六年十二月十  
二日受理 各種健康保険の統合に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議会議長 加藤宅治

紹介議員 古池 信三君

本年四月から国民健康保険法により全国民がこの種の保険に加入することとなつたが、被保険者はそのほとんどが

農山漁村の住民、中小企業者等の零細不安定な所得階層者であるため、さらには窮屈地方財政からの事業費補てんの不十分等の關係で本事業の運営の円滑を期することは困難な状態であるから、国民健康保険その他の事業費補てんより特段の配慮をせられたいとの請願。

第一一〇八号 昭和三十六年十二月十  
二日受理 第二〇八号 昭和三十六年十二月十  
二日受理 定年退職者の失業保険金一括支払に関する請願

請願者 大阪市南区周防町二一御津ビル二十九号室全

紹介議員 鈴木 恭一君

定年退職者に対する失業保険金は、現規定によると毎週一度職業安定所の窓口で支給されている状態で、再度の職業を計画すること等に対する措置として定年退職者に限り、退職と同時に失

業に対する対応を明確にすること、（七）国保療養施設の経営費に対し国庫補助金を交付す

て、国民相互保障の理想を実現しらるる事務費は最低一件当り七円とし二分の一を補助すること、（七）国保療養施設の経営費に対し国庫補助金を交付す

る事務費は最低一件当り七円とし二分の一を補助すること、（七）国保療養施設の経営費に対し国庫補助金を交付す





未帰還者留守家族等援護法による療養  
給付期限延長等の請願

請願者 佐賀県三養基郡中原村

国立佐賀療養所内 千  
住竹齋外三百八十八名

政府は、戦争犠牲者の援護を公約し、  
旧軍人恩給の増額及び遺族の援護等  
を強化しているが、入院療養中の旧軍  
人軍属傷病者は、未帰還者留守家族等  
援護法によつて療養給付が一応なされ  
ているものの、その期限が小刻みに制  
限されているため、いまだに多数の者  
が、全快しないうちに期限の切迫に脅  
かされているという実情であるから、  
全快するまで療養期限の延長をせられ  
たい。また、これらの長期療養者は、  
傷病恩給の適用を全般的には受けてお  
らず、さらに、恩給法等の規定により  
さざいな点で適用されない者等は、は  
なはだしい困窮の中で療養を続けてい  
るありさまであるから、これらの者に  
対しては、生活扶助として月額三千円  
を支給するよう、法律の改正並びにこ  
れに要する予算措置を講ぜられる。  
なお、入院療養中併発した余病に対し  
ても、医療給付を行なうよう、法律の  
改正とそれに伴う予算措置を講ぜられ  
たいとの請願。

第四二八号 昭和三十六年十二月二  
十一日受理 民間社会福祉施設従事者の処遇改善に  
関する請願(五通)

請願者 神奈川県三浦市三崎町  
天神堂八 久野ヨシ外  
四名

紹介議員 赤間 文三君

民間社会福祉施設従事者の給与は、一

般産業従事者の給与に比して著しく低  
額であり、同種の事業に働く公務員と  
比較しても相当の開きがあり、加えて

その勤務形態が長時間の拘束を余儀な  
くされる等の悪条件のため、職員の欠  
員を補充するのにも困難をきわめてい  
る実情である。民間社会福祉施設は、  
国の委託をうけて、法令に基づく運営

をしているものであつて、対象者の処  
遇については、公の施設となんら変わ  
らない公的責任を持つているが、従事者  
の処遇が現状のままでは、従事者の

質的後退をきたすことは必然であり、  
また、労働基準法に準拠した勤務体制  
をとることも不可能であつて、対象者  
の処遇についても人手不足によるサ  
ビスの低下を招来することになる。本

請願の趣旨は、第四二八号と同じ

第四七〇号 昭和三十六年十二月二  
十二日受理 民間社会福祉施設従事者の処遇改善に  
関する請願(五通)

請願者 石川県小松市村松町二  
ノ七 松本キク外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

外四名

名 請願者 埼玉県大宮市殿町一ノ  
一、六五三 武藤俊雄

外四名

外四名

この請願の趣旨は、第四二八号と同じ

四一 井戸口洋子外四

民間社会福祉施設従事者の処遇改善に  
関する請願(五通)

請願者 埼玉県浦和市三室一、

外四名

紹介議員 草葉 隆圓君

名 請願者 埼玉県原浦和市三室一、

外四名

紹介議員 江藤 智君

名 請願者 埼玉県原浦和市三室一、

外四名

紹介議員 小山邦太郎君

名 請願者 東京都渋谷区宮代町一  
福田会内 高橋イセ子

外四名

外四名



民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (四通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (二十一通)
請願者 群馬県高崎市九藏町 矢野喜久江外三名	請願者 東京都杉並区成宗一ノ 二六 小沢英輔外二十
紹介議員 石谷 憲男君	紹介議員 横山 フク君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。
第五八三号 昭和三十六年十一月二 十七日受理	第五八三号 昭和三十六年十一月二 十七日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)
請願者 岐阜県郡上郡美並村 岡本幹翁外四名	請願者 茨城県北相馬郡取手町 白山前 金田明進外四
紹介議員 平島 敏夫君	紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。
第五九二号 昭和三十六年十一月二 十七日受理	第五九二号 昭和三十六年十一月二 十七日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)
請願者 東京都葛飾区金町四ノ 二、八七一 津田みや 子外四名	請願者 東京都大田区道塚町八 一 森千枝子外四名
紹介議員 岸田 幸雄君	紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。
第五九三号 昭和三十六年十二月二 十七日受理	第六一二号 昭和三十六年十二月二 十七日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)
請願者 東京都三鷹市牟礼七〇 七 嶺尚外四名	請願者 神戸市長田区平和台町 二ノ二一 西台利一外 四名
紹介議員 吉江 勝保君	紹介議員 植垣弥一郎君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。
第六一二号 昭和三十六年十二月二 十七日受理	第六一二号 昭和三十六年十二月二 十七日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)
請願者 東京都三鷹市牟礼七〇 七 嶺尚外四名	請願者 東京都中野区本町通り 二ノ八 藤原法子外四
紹介議員 吉江 勝保君	紹介議員 永野 謙君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。
第五九四号 昭和三十六年十二月二 十七日受理	第六二八号 昭和三十六年十二月二 十七日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)
請願者 東京都杉並区方南町三 一 外四名	請願者 東京都杉並区方南町三 一 外四名
紹介議員 松村 秀逸君	紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。
第六二九号 昭和三十六年十二月二 十七日受理	第六二九号 昭和三十六年十二月二 十七日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)
請願者 東京都大田区糀谷町四 一〇六 柴崎要子	請願者 東京都江戸川区平井四 一、六三八光徳保育園内 市原紀子外四名
紹介議員 小林 武治君	紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。
第六四〇号 昭和三十七年一月五日 受理	第六六九号 昭和三十七年一月十六 日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (五通)
請願者 東京都南多摩郡日野町 多摩平団地二〇八ノ六 前田大作外四名	請願者 東京都町田市高ヶ坂 一、三四〇 石井多美子外五名
紹介議員 天坊 裕彦君	紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。
第六四五号 昭和三十七年一月六日 受理	第六四五号 昭和三十七年一月十六 日受理
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (二十四通)	民間社会福祉施設従事者の処遇改善に 関する請願 (二十四通)
請願者 東京都杉並区方南町三 一 外四名	請願者 東京都杉並区方南町三 一 外四名
紹介議員 青田源太郎君	紹介議員 遠藤義隆君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。	この請願の趣旨は、第四二八号と同じ である。

第四二九号 昭和三十六年十二月二十二日受理	社会福祉事業従事者の待遇並びに労働条件改善に関する請願 講願者 東京都千代田区三年町一 日本社会事業職員組合内 鳴田桂司外三百七十三名紹介議員 谷口弥三郎君	この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。
第五六五号 昭和三十六年十二月二十六日受理	社会福祉事業従事者の待遇並びに労働条件改善に関する請願 講願者 東京都新宿区南元町九野口良枝外八名紹介議員 紅露みつ君	この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。
第五六六号 昭和三十六年十二月二十六日受理	社会福祉事業従事者の待遇並びに労働条件改善に関する請願 講願者 東京都大田区糀谷町二ノ八一五 鈴木富佐外九名紹介議員 横山フク君	この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。
第四三〇号 昭和三十六年十二月二十二日受理	社会福祉事業従事者の待遇並びに労働条件改善に関する請願(三通) 講願者 東京都大田区下丸子町三三四 片桐光代外二十九名紹介議員 横山フク君	この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。
第四三一号 昭和三十六年十二月二十二日受理	社会福祉拡充のための予算増額に関する請願 講願者 東京都千代田区三年町一ノ一一ノ一日本社会事業職員組合東京支部内 八木巣外五十五名紹介議員 谷口弥三郎君	この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。
第四六四号 昭和三十六年十二月二十二日受理	社会福祉拡充のための予算増額に関する請願 講願者 東京都大田区萩中町二三 北野掬子外九名紹介議員 紅露みつ君	この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。
第四三四号 昭和三十六年十二月二十二日受理	低所得階層対策充実等に関する請願 講願者 東京都杉並区高円寺四八〇六 高橋利明外三名紹介議員 赤間文三君	この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。
第四三三号 昭和三十六年十二月二十二日受理	福祉施設を増設、保護施設等の社会保護者の負担を軽減するため措置基準のわくを拡大し、公費負担の割合を増すこと等予算増額の措置を講ぜられたとの請願 講願者 東京都新宿区本塩町一三、七五〇 深津文雄外四名紹介議員 青柳秀夫君	この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。
第四六八号 昭和三十六年十二月二十二日受理	低所得階層対策充実等に関する請願 講願者 東京都板橋区茂呂町三、七五〇 深津文雄外三名紹介議員 林田正治君	この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。
第四六九号 昭和三十六年十二月二十二日受理	低所得階層対策充実等に関する請願 講願者 神戸市長田区平和台町二ノ二一 西台利一外四名紹介議員 岩沢忠恭君	この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。
第四八六号 昭和三十六年十二月二十二日受理	低所得階層対策充実等に関する請願 講願者 東京都練馬区大泉学園五二一 いすみ寮内 山下操外四名紹介議員 江藤智君	この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。
第四八七号 昭和三十六年十二月二十二日受理	低所得階層対策充実等に関する請願 講願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷内 清水しげえ外三名紹介議員 赤間文三君	この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。



この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五三八号 昭和三十六年十二月二十一五日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 千葉県成田市成田四〇

二ノ一 勝田誠一外四

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五三九号 昭和三十六年十二月二十一五日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都目黒区上目黒八

ノ九六七 新井文子外四名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五四〇号 昭和三十六年十二月二十一五日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（六通）

請願者 東京都江戸川区平井四

ノ一、六三八光徳保育園内

市原紀子外五名

紹介議員 鈴木 恵一君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五四一号 昭和三十六年十二月二十一五日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（二十一通）

請願者 東京都世田谷区北沢二

ノ一二二 加藤正子外二外四名

紹介議員 山本 杉君

田祐矩外五名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五四八号 昭和三十六年十一月二十一六日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都板橋区栄町二九

大山貞子外四名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五四九号 昭和三十六年十二月二十一六日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都板橋区大山町四

一 栗林菊江外四名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五五一号 昭和三十六年十二月二十一六日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都杉並区上荻窪二

ノ七五 藤井光子外三

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五五二号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都西多摩郡秋多町

山城祐尊外七名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五五三号 昭和三十六年十二月二十一六日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都江戸川区中野二

二、六三九 米川尚之外四名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

紹介議員 八二 石山英子外四名

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五七〇号 昭和三十六年十二月二十一六日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（六通）

請願者 東京都大田区大森六

二、〇四九 大野敏恵外五名

紹介議員 石谷 憲男君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五七一号 昭和三十六年十二月二十一六日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（四通）

請願者 東京都杉並区上荻窪二

ノ七五 藤井光子外三

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五七二号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（二十通）

請願者 横浜市鶴見区鶴見町六

六三 海老名明外十九

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五七三号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 横浜市鶴見区鶴見町六

六三 海老名明外十九

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五七四号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 宮城県仙台市南材木町

五 岩井文雄外四名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五七五号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 埼玉県大宮市日進町三

四名 川崎春吉外四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五七六号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 高知市相生町七八 門

二十名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五七八号 昭和三十六年十二月二十一六日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都世田谷区烏山町

一、二〇〇 加藤愛子外四名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五九〇号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 神奈川県横須賀市上町

一ノ四三 角田憲三外四名

紹介議員 植垣弥一郎君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第五九一号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 神奈川県横須賀市上町

一ノ四三 角田憲三外四名

紹介議員 植垣弥一郎君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第六一〇号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都北多摩郡小平町

本由紀子外四名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第六一七号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 埼玉県大宮市日進町三

四名 川崎春吉外四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第六〇八号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 東京都江東区大島五ノ

四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第六一八号 昭和三十六年十二月二十一七日受理

低所得階層対策充実等に関する請願（五通）

請願者 埼玉県入間郡武藏町扇町屋二〇〇 田中栄枝

外四名

紹介議員 松村 秀逸君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。



目次中「(第十九条・第二十条)」を「(第十九条・第二十条)」に改め

第十九条第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「又は地方公共団体」を「地方公共団体又は特別の法律により設立された法人

でその業務が國の事務と密接な関連を有するもの」に、「同項」を「第一項」に改め、「試験」の下に「又

は公共職業訓練に準ずる訓練」を加え、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 事業団は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、移転就職者を雇い入れる事業主その他の政令で定める事業主に対して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行ふ。

4 第十九条の次に次の二項を加える。

(金融機関に対する業務の委託等)

第十九条の一 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に對して、前条第三項に規定する業務の一部を委託することができる。

5 前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

6 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下第三

十三条及び第三十九条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十条第一項中「前条第一項」を「第十九条第一項及び第三項」に改める。

第二十六条を次の二項に改める。

(借入金及び雇用促進債券)

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は雇用促進債券(以下この条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができることができる。

3 前項ただし書の規定により借り受けた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下第三

務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができることとする。

7 商法(明治三十二年法律第4十八号)第三百九十九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により改める。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第二十七条中「第一項」の下に「及び第三項」を「業務に要する費用」の下に「(同項に規定する業務を行なうため必要な貸付資金を除く。)」を加える。

10 第三十三条第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次の二項を加える。

11 ただし、受託金融機関に對しては、当該委託業務の範囲内に限る。

12 第三十四条中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所」に改める。

13 第三十七条第一項第一号中「第一項第二項」の下に「、第十九条の二第一項」を加え、「若しくは第二項ただし書」を、第二項ただし書

14 第二十二条第三項の規定は、同条第一項第二号の手当の支給について、昭和三十七年一月一日からこの法律(前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。)の施行までの間に改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項に規定する炭鉱離職者を雇い入れた事業主に対しても、支給することができる。

15 第四十四条中「婦人少年室」を「職業安定事務所」に改める。

16 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

17 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)」に改める。

18 第四十五条中「婦人少年室」を「職業安定事務所」に改める。

19 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

20 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

21 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

22 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

23 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

24 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

25 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

26 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

27 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

28 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

29 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

30 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

31 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

32 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

33 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

34 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

35 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

36 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

37 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

38 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

39 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

40 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

41 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

42 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

43 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

44 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

45 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

46 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

47 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

48 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

49 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

50 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

51 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

52 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

53 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

54 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

55 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

56 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

57 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

58 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

59 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

60 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

61 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

62 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

63 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

64 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

65 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

66 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

67 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

68 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

69 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

70 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

71 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

72 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

73 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

74 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

75 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

76 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

77 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

78 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

79 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

80 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

81 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

82 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

83 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

84 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

85 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

86 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

87 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

88 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

89 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

90 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

91 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

92 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

93 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

94 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

95 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

96 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

97 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

98 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

99 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

100 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

101 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

102 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

103 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

104 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

105 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

106 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

107 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

108 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

109 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

110 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

111 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

112 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

113 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

114 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

115 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

116 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

117 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

118 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

119 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

120 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

121 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

122 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

123 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

124 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

125 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

126 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

127 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

128 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

129 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

130 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

131 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

132 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

133 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

134 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

135 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

136 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

137 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

138 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

139 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

140 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

141 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

142 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

143 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

144 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

145 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

146 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

147 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

148 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

149 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

150 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

151 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

152 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

153 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。

154 第三款の二 職業安定事務所(第十七条の二)を「第三款の二 職業安定事務所」に改める。

155 第二章第三節第三款の次に次の二款を加える。







規定によつて支給される老齢年金

との受給権を得た者は、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。  
第二十八条及び第二十九条の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金については、適用しない。

#### 第四章第一節中第七十九条の次に

(老齢福祉年金)  
右第七十九条の二 次の表の上欄に掲げる者であつて、保険料免除期間、保険料免除期間と保険料納付期間とを合算した期間又は保険料納付期間が同表の下欄に掲げる期間をこえるものが、七十歳に

達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内外に住所を有しないときは、この限りでない。

ての特例(第七十九条の四)未だ延一(ニ)湯

第八十一條に次の二項を加える。

明治四十五年四月一日以前に生まれた者	(四十九歳をこえる者)	四年
明治四十五年四月一日から大正二年四月一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)	五年
大正二年四月一日から大正三年四月一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	六年
大正三年四月一日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者)	七年

前項の規定により支給する老齢年金は、老齢福祉年金と称する。老齢福祉年金の額は、一万二千円とする。

十九条の規定によつて消滅するほ  
が、受給権者が日本国民でなくな  
つたとき、又は日本国内に住所を  
有しなくなつたときは、消滅す  
る。

老齢福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものの除く。）を、他方が障害福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができる場合における当該老齢福祉年金についても、同様とする。

第六十五条、第六十六条第一項

2. 初診日が昭和三十六年四月一日及び第二項、第六十七条並びに第

かつ、初診日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したものが、廢疾認定日においてその傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

(夫の死亡)の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。

2 第三十七条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

(準母子福祉年金の支給要件について)

第八十五条第一項中「納付された  
保険料」の下に「(第九十四条第二項  
の規定により納付されたものとみな  
される保険料を除く。)」を、「総額  
まで」に改める。

夫及び妻がともに老齢福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が

六十八条の規定は、老齢福祉年金について準用する。

（障害福祉年金の支給要件についての特例）

第七十九条の三 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者でなかつた者であつて、初診日において七十歳未満であり、かつ、その初診日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したもの（その初診日に

(夫の死亡の当时夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第六十一条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。

第八十五条第一項中「納付された  
保険料」の下に「(第九十四条第二項  
の規定により納付されたものとみなさ  
れる保険料を除く。)」を、「総額」  
の下に「一、当該年度の前年度に属  
する月の保険料で第八十九条又は第  
九十条の規定により納付することを要  
しないものとされたものの総額と  
を合算した額」を加え、同条第二項  
中「福祉年金」を「障害福祉年金、  
母子福祉年金、準母子福祉年金及び  
老齢福祉年金」に改める。

おいて被保険者でなかつた者に限  
ら。ふ、所一二巻(二房西二系)

の死亡者によつて生計を維持しよ  
うが、花二者の死二の首詩第二

三万円」を「十五万円」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び類に関する規定の適用について

は、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。

附則第九条の二第二項中「昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者」の下に「又は大正五年四月一日において四十五歳をこえる者」を「第七十九条」の下に「又は第七十九条の三第二項」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の第五十一条第一項の規定による老齢福祉年金は、この法律による改正後の第五十一条第一項の規定による老齢福祉年金とみなす。

(母子福祉年金等の額の改定)  
3 昭和三十七年五月一日前に母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第六十三条第一項(第六十四条の四において準用する場合を含む。)の規定によつて計算した額に改定する。

(福祉年金の支給停止に関する経過措置)  
4 この法律による改正後の第六十五条第六項及び第六十七条第二項

(第七十九条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十六年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十五年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお前述の例による。

5 この法律による改正後の第四十七条、第六十五条第三項から第五項まで(第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)及び第八十三条第二項の規定は、昭和三十七年以後の月分の遺児年金並びに障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分の遺児年金及びこれら年金についてのこれらの条項に規定する事由による支給の停止及び裁定の請求については、なお從前の例による。

6 昭和三十七年九月以前の月分の老齢福祉年金及び障害福祉年金についてのその受給権者の配偶者が公的年金給付を受けることができることによる支給の停止については、第六十六条の改正規定にかかるわらず、なお從前の例による。

(通算年金通則法(昭和三十六年法律第八八十一号)の一部を次のように改正する。)

7 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八八十一号)の一部改

正)  
金制度に係る通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する法律による改正する。

五条第六項及び第六十七条第二項

(第四条第一項第一号中「保険料納付済期間」の下に「又は保険料免除期間」を加える。)

第五条第一号中「第二十八条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第六条第二項及び第三項中「二以上の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

第七条第一項及び第九条中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する」と「二以上の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する」に改め、同項中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」と「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」とを削る。

第七条第一項及び第九条中「又は国民年金の保険料免除期間」と「又は保険料免除期間」を削る。

第八条第一項及び第九条中「又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のようにより改正する。

第四十六条の二第一号イ中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

8 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のようにより改正する。

(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のようにより改正する。

第六十二条の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(公共企業体職員等共済組合法一部改正)

9 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(農林漁業団体職員共済組合法一部改正)

10 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「又は同日

(第七十九条の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。)

11 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

(市町村職員共済組合法の一部改

正)

12 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のようにより改正する。

第六十二条の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(公共企業体職員等共済組合法一部改正)

13 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(農林漁業団体職員共済組合法一部改正)

14 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

附則第四十二条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

附則第三十八条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

附則第四十二条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

附則第四十二条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

附則第四十二条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

附則第四十二条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

附則第七条第一項中「又は同日

以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

15 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

16 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

17 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

18 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

19 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

20 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

21 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

22 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

23 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

24 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

25 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

26 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

27 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

28 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

29 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

30 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

31 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

32 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

33 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

34 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

35 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

36 附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間とを合算した期間」を削る。



員を補充するのにも困難をきわめている実情である。民間社会福祉施設は、國の委託をうけて、法令に基づく運営をしているものであつて、対象者の処遇については、公の施設となんら変わらない公的責任を持つているが、従事者の処遇が現状のままでは、従事者の質的後退をきたすことは必然であり、また、労働基準法に準拠した勤務体制をとることも不可能であつて、対象者の処遇についても人手不足によるサービスの低下を招来することになる。本施設の財源は、その大部分を國の措置費に依存しており、措置費予算の中に含まれる人件費は、公務員のベース・アップに伴つて、これに準じた引上げが行なわれているが、給与の算定基準が低いため、公私施設の給与格差は開く一方である。この際、民間施設従事者の給与の底上げを実施し、公私との社会福祉施設が相ことえて国民のための社会福祉活動を続けることができるよう、國家予算（保護施設事務員・児童保護措置費補助金）を大幅に増額せられたいとの請願。

第七六二号 昭和三十七年一月十九日受理

（五通）  
低所得階層対策充実等に関する請願

請願者

東京都板橋区志村前野  
町三五九 岡田二美枝  
外四名

紹介議員 上原 正吉君

低所得階層対策の充実を図るため、（一）生活保護基準の二十二ペーセント以上の引上げ、（二）民生委員、児童委員の活動については、（イ）世帯更生貸付資金の大幅な増額、（ロ）世帶

更生運動推進指導のための経費（指導費、事務費、指導員賃等）の増額、（ハ）心配ごと相談所の設置普及、（ニ）民生委員活動費の増額（互助共励事業への補助）、（ホ）授産施設の拡充、（ヘ）職業補導訓練の強化、（ミ）民間社会福祉施設の整備、（四）地域社会における社会福祉の向上に関する対策強化については、（イ）保健福祉地区組織の育成強化費の増額、（ロ）低水準地域の保健福祉施設の整備、（ハ）同和地区対策費の増額、（ミ）不良環境地区改善費保育所に対する補助、等を早急に実現せられたいとの請願。

昭和三十七年二月三日印刷

昭和三十七年一月五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局